

# ノースアジア大学

令和5年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

令和6年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## ノースアジア大学

### I 評価結果

#### 【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準 1. 使命・目的等」について

学則に大学全体の使命・目的を明示し、また各学部・学科の使命・目的を分類して具体的かつ明確・簡潔に明文化している。それらは三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）へ反映され、全て学生便覧やホームページなどで学内外に公表されている。

社会環境の変化に対応した改組転換を行う中で、理事会をはじめ各種の会議において審議・決定の後、大学全体の使命・目的に変更を加え、大学の教育課程に特色を持たせている。

各学部・学科の教育研究上必要な人員・設備を配置し、特徴的なフィールドワーク拠点である「雪国民俗館」などの附置機関を擁しており、中長期的な計画である「5 年重点計画」に基づいて、大学の使命・目的に沿った運営が行われている。

#### 「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜は、多様な入試区分により実施されており、法学部法律学科及び国際学科の収容定員充足率の改善を要するものの、大学の強みである「面倒見の良い大学」「高い国家試験合格率・就職率」などの特徴を広報し、学科の再編や入学員の削減の実施も含めて、入学志願者数の確保に努力している。

学生相談室の体制に課題があるものの、学生への学修支援体制は教職協働で当たる仕組みが整っており、キャリアに応じた履修指導のもと、企業との連携によるインターンシップ科目を通じて学生の職業観を醸成している。

模擬旅行会社を設置し、実践的なツーリズム実習が行われているほか、学生が運営する会社は、古書を全国的にウェブ販売し利潤を上げるなど、教育目的の達成のための取組みがなされている。

#### 〈優れた点〉

- 退学希望学生に対する三者面談等の相談体制や、保護者に対する「ゼミナール便り」による情報共有の場の提供、担当学生委員が学生との面談で助言・指導を行う「ともだち作戦」等により、きめ細かい学修支援策を行っている点は評価できる。
- 国家試験等センターにおいて、公務員採用試験や各種資格試験のための講座を設置し指導を行うほか、宅地建物取引士やファイナンシャル・プランニング技能士等の 25 種類の資格試験に対応した「WEB 資格講座」を設置するなど、学生のスキルアップを支援する

仕組みが充実している点は評価できる。

- 「学生FDミーティング」を年1回開き、授業評価アンケートには出てこない学生の授業や学修に関する率直な意見を直接くみ上げ、フィードバックを行うなど、授業改善につながる体制を整備していることは高く評価できる。

### 「基準3. 教育課程」について

全学及び各学科のディプロマ・ポリシーに基づき、学科ごとにカリキュラム・ポリシーを策定している。3学科の教育課程は、各学科のカリキュラム・ポリシーに沿って、総合科目及び専門科目それぞれの分野で教育課程が体系的に編成されている。各科目の到達目標、授業概要、授業計画、履修条件、参考文献・資料、成績評価の方法、オフィスアワー、成績評価の基準、学生へのメッセージ等がシラバスに記載され、また、年間履修登録単位数の上限を適切に定め、単位制度の実質化に努めている。

ルーブリックを導入し、学修成果の評価・項目を定義し、学修成果の達成度を測定・評価するとともに、保護者との情報共有と点検・評価のための連携強化ツールとして用いている。また、各種アンケートなどにより、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けた学修成果の点検・評価結果を適切にフィードバックしている。

### 〈優れた点〉

- 低学年次配置の科目の成績評価において、ルーブリックを導入したことで、教員の授業方法が一方通行型から双方向型に変化したり、授業内で演習や発表が取り入れられたりなど、教員の授業運営方法や教授方法などに工夫や変化が見られたことは高く評価できる。

### 「基準4. 教員・職員」について

理事長が学長を兼務し、リーダーシップを十分に発揮する一方、副学長をはじめとした各所属長が学長をサポートし、各所属長との意思疎通を図りつつ迅速な意思決定が行われている。また、各所属長に権限が適切に分散されるとともに、責任が明確化された教学マネジメントが構築されており、非公式的な会議なども交えて調整を柔軟に行っている。

FD委員会が、アンケートなどの結果を各教員にフィードバックし、教育内容・方法等の改善の工夫・開発を適切に行うほか、大学運営に関わる職員の資質・能力の向上を図るため、人事課が中心になり学内研修会、外部研修会及び外部研修報告会といったSD(Staff Development)研修を実施している。

三つの研究所を設置し、専任教員がいずれかの研究所に所属して研究活動を行う環境を整え、学内紀要等、教養教育科目担当教員の研究成果物を発刊している。

### 「基準5. 経営・管理と財務」について

寄附行為に基づいて理事及び理事長の選任、評議員及び監事の選任が行われ、理事会における理事の出席状況や評議員会における評議員の出席状況は良好であり、各理事が責任をもって法人運営に寄与している。

監事監査及び公認会計士による会計監査の体制が整備され、監査は適切に行われている。また、監事は理事会及び評議員会に出席し、監査報告を行っている。

予算編成基本方針に基づいて予算案が策定され、「5か年重点計画」に基づいた財務運営を行っている。

### 「基準6. 内部質保証」について

「自己点検及び自己評価委員会」を中心として、IR推進会議、学科会議、教務委員会、入試委員会、学生委員会、FD委員会その他と事務部門が連携し、責任ある自己点検・評価体制を敷き、組織的な内部質保証の仕組みを整えている。

「5か年重点計画」に沿って、業務の自己点検・評価を行い、IR推進会議のデータ収集・分析を経て、自己点検及び自己評価委員会が評価報告を行い、学内に公表されるほか、ホームページにて3年ごとに掲載されている。

各部門に示された評価結果に基づき、各種改善活動に落とし込まれるほか、人的な面においては、教職員が年3回作成する「自己評価書」を参照しつつ、所属長から各教職員へフィードバックが行われ、次年度の行動計画に反映するなど、学部レベル及び大学レベルでの改善・向上策の実施に反映され、PDCAが実行されている。

総じて、大学は使命・目的及び教育目的に沿って、各教育課程のディプロマ・ポリシーを定め、その達成に向けて学生の学修を促すための教職協働の仕組みを整え、実践的なプログラムの提供や学生の学修支援体制を敷き、内部質保証を担保するPDCAを実行している。今後は少子化に対応すべく、広報やマーケットの開拓などにおける新たな取組みを期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準A.社会貢献」「基準B.地域に根ざした大学教育」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 経済学部ゼミナール協議会
2. 株式会社さくら
3. ノースアジアツアーリスト

## Ⅲ 基準ごとの評価

### 基準1. 使命・目的等

#### 【評価】

基準1を満たしている。

#### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

**【評価】**

基準項目 1-1 を満たしている。

**〈理由〉**

建学の精神に基づき、学則第 1 条に大学全体の使命・目的を具体的かつ明確・簡潔に記述し、学則第 2 条に各学部・学科の使命・目的を「人材育成の目的」「教育目的」と分類し、分かりやすく個性・特色を反映し、明文化している。

また、大学全体の使命・目的及び各学部・学科の使命・目的は、社会環境の変化に対応した改組転換を行う中で変更を加え、その時々大学の教育課程の特色を明確に示している。

**1-2. 使命・目的及び教育目的の反映**

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

**【評価】**

基準項目 1-2 を満たしている。

**〈理由〉**

使命・目的及び教育目的は、理事会はじめ各種の会議において所定の手続きがなされ審議・決定されるとともに、教職員に周知・説明がされている。また、学則に明示されるとともに、三つのポリシーへ反映させ、学生便覧で新入学生及び関係教職員に、加えてホームページや大学ポートレートを通じて学内外へ周知を図っている。

使命・目的及び教育目的に基づいた方針のもと、各学部・学科の教育研究上必要な人員、設備を整え、地域の歴史や産業の資料を保管し、学生のフィールドワークの拠点となっている「雪国民俗館」や大学の研究をサポートする「ノースアジア大学総合研究センター」などを擁している。

中長期的な計画である「5 年重点計画」を策定し、当該計画の取組みの実行、結果の検討及び目標達成への改善に努めている。

**基準 2. 学生**

**【評価】**

基準 2 を満たしている。

**2-1. 学生の受入れ**

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

**【評価】**

基準項目 2-1 を満たしている。

**〈理由〉**

学部・学科ごとに使命・目的及び教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、高校時代に学んでおいてほしい事項を明記し、入学者選抜要項、大学案内等による公表を行い、オープンキャンパス、進学説明会等の機会において生徒・保護者等に周知している。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜は、入試委員会及び教務部教務課が中心となり、総合型選抜、学校推薦型入試、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜など、多様な入試区分があり、公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとで運用し、入試委員会でその検証をしている。入学試験問題の作成は大学が独自に行っている。

過去 5 年間の法学部の入学志願者の動向は厳しい状況であるものの、入学定員充足のために「面倒見の良い大学」と「高い国家試験合格率・就職率」などを掲げ、学科の再編や入学定員の削減を実施するなど、入学志願者数の確保に努めている。

**〈改善を要する点〉**

○法学部法律学科及び国際学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であるため、引続き定員充足に向けた一層の改善が必要である。

**2-2. 学修支援**

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

**【評価】**

基準項目 2-2 を満たしている。

**〈理由〉**

学生への学修支援体制は、教務委員会、学生委員会、ゼミナール担当教員、国家試験等センター、教務課等の連携において適切に行われている。各種委員会には教員と職員が配置され、教職協働で当たる仕組みが整っている。初年次教育における各種プログラム、キャリア教育、公務員採用試験や各種資格試験に対応した学修支援は、国家試験等センター設置の五つの研究室やイングリッシュルーム等において行われている。

演習授業・語学の補習では、上級生や得意な学生により下級生や苦手な学生への学修支援が行われている。全教員がオフィスアワー制度により、原則週 2 回オフィスアワーを設定している。障がいのある学生への対応指針を策定し、必要な配慮について個別対応して

いる。中途退学、休学及び留年への予防策・対応策として、講義とゼミナールでの学修上の指導のほか、面談で生活全般への相談・助言をきめ細かく実施している。

〈優れた点〉

○退学希望学生に対する三者面談等の相談体制や、保護者に対する「ゼミナール便り」による情報共有の場の提供、担当学生委員が学生との面談で助言・指導を行う「ともだち作戦」等により、きめ細かい学修支援策を行っている点は評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内では、キャリアに応じた履修指導やインターンシップ科目の設置を行っている。経済学部経済学科では「キャリア開発科目」、法学部法律学科及び国際学科では「キャリア系」等のキャリア教育に関する科目を準備し、全学科共通科目として「キャリアサポートⅠ」「キャリアサポートⅡ」がある。インターンシップは、企業との連携による教育プログラムとして、実践的なキャリア教育により学生の職業観を醸成している。

教育課程外ではキャリアセンターを設置し、応募書類作成指導、模擬面接の実施、業界・企業研究会などの就職指導を幅広く行うほか、キャリアセンター職員及び4年次のゼミ担当教員が就職支援の打合わせ週1回を行い、就職活動の状況の共有とキャリア教育全般の情報を教員に提示している。就職・進学に対する相談・助言を推進するなど、社会的・職業的自立のための支援体制を整備している。

〈優れた点〉

○国家試験等センターにおいて、公務員採用試験や各種資格試験のための講座を設置し指導を行うほか、宅地建物取引士やファイナンシャル・プランニング技能士等の25種類の資格試験に対応した「WEB資格講座」を設置するなど、学生のスキルアップを支援する仕組みが充実している点は評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定を支援するため、合同学生委員会、教務部教務課、学生相談室、教育指

導室、留学生別科、国際センター、保健室などの組織体制を整備し、学生サービス及び厚生補導の任に当たっている。

学生相談室の体制に課題はあるものの、学生相談室による学生個人の問題についての相談に対する指導のほか、教育指導室による「あいさつとスマイル運動」、学内美化運動、受講マナーの指導、教務部教務課による課外活動の支援や福利厚生施設の整備、学寮・合宿所の管理・運営など、健康相談、心的支援、生活相談に関する学生サービスを適切に実施している。

日本学生支援機構奨学金や学費サポートプラン、各種奨学金制度を用意して、教務部教務課が奨学金や貸付金の手続きを行うなど経済的支援を実施している。

#### 〈改善を要する点〉

○学生相談について資格を有しない教員が個人研究室で行っているが、学生相談室を設置・活用し、有資格者を配置するなど、体制の整備を行うよう改善を要する。

### 2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### 【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

#### 〈理由〉

大学のキャンパスには、校舎、附属図書館、40周年記念館、雪国民俗館、総合体育館、サークル棟、古田記念講堂があり、耐震基準に適合し、清掃・点検が常時行われ、警備体制も含めて適切に整備運用している。

全教室はマルチメディア装置を整えているほか、少人数教室と小教室を用意し、ゼミなどに活用している。BYOD(Bring Your Own Device)を推進し、無線LANなども整備している。図書館は十分な蔵書とスペース、閲覧室を擁し、ラーニング・コモンズや「AVコーナー」が設けられ、図書委員会と図書館職員が協働で「図書館便り」を発行し、貸出し冊数の増加に努めている。

車椅子に対応したスロープ、自動扉の設置、身障者用トイレの設置等、身体の不自由な人の移動や利用に配慮した整備を行い、施設・設備の利便性を確保している。

語学科目を含め各授業科目のクラスについては、適切な人数構成で授業が行われている。

### 2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

## 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

### 〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望は、教育の質的改善のために授業評価アンケートのほか、「学生 FD ミーティング」や 4 年生を対象とした「大学生生活満足度調査」、1 年生から 3 年生を対象とした「学生生活実態調査」等を通して把握している。「授業改善の取り組み」は FD 委員会で分析・検討され、授業担当者にフィードバックされている。「授業改善の取り組み」や授業評価アンケートの結果は教務課窓口及び図書館で公開されている。

「学生生活実態調査」「大学生生活満足度調査」のほか「ともだち作戦」などを通して、学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用を行っている。

授業評価アンケートのほか「大学生生活満足度調査」「学生生活実態調査」「図書館利用者アンケート」などを通して、学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用を行っている。

### 〈優れた点〉

○「学生 FD ミーティング」を年 1 回開き、授業評価アンケートには出てこない学生の授業や学修に関する率直な意見を直接くみ上げ、フィードバックを行うなど、授業改善につなげる体制を整備していることは高く評価できる。

## 基準 3. 教育課程

### 【評価】

基準 3 を満たしている。

### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

### 【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

### 〈理由〉

使命・目的に基づき、各学部・学科にディプロマ・ポリシーが定められ、学生便覧やホームページ、大学ポートレートなどに掲載され周知されている。また、学生が卒業時に身に付けるべき能力や資質等の学修の到達目標を明確にするため、学則第 1 条に定める使命・

目的に基づき、全学部共通のディプロマ・ポリシーを定めた上で、更に各学科独自のディプロマ・ポリシーを具体的に策定している。

成績評価基準は学則で定められており、進級基準や卒業認定基準も厳格に運用されている。また、平成 27(2015)年度から GPA(Grade Point Average)制度が導入されて、学修達成状況を学生自身が把握できるようになっており、学業奨学生などの選考基準等にも用いられている。

### 3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### 【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、学生便覧、ホームページ、大学ポートレート等に掲載することで周知している。カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーの達成を前提として策定されており、その目標達成のための教育内容と教育方法が明確に記載されている。シラバスには、全ての科目に対して到達目標、授業概要、参考文献・資料、成績評価の方法等の必要な情報が記載されており、大学ポータルサイト等で公開されている。

学生の授業外での十分な学修時間を確保するために、履修科目として登録することができる単位数を原則年間 46 単位数に制限している。教養教育については、総合科目群に人間形成の基礎をつくるための教養科目を配置し、実施している。教授方法の工夫・開発に当たっては、初年次教育科目などにおいて実践的な科目の配置や教育手法の導入が図られているほか、「学生 FD ミーティング」を開催し、学生からの声を集め、更なる改善に活用している。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### 【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

成績通知書に GPA を記載し、単位の質とその推移を数値的に明らかにすることで、学

修成果の達成度を把握・点検しているほか、ルーブリックを導入し、学修成果の評価項目を定義し、学修成果の達成度を測定・評価している。また、成績表は学生の学修状況と教員による所見を記述した「ゼミナール便り」を添えて保護者に送付され、保護者との情報共有と点検のための連携強化のツールとして用いている。

授業評価アンケート、「学生生活実態調査」「学生生活満足度調査」の実施により、学生の学修成果を点検・評価しており、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けて結果を適切にフィードバックしている。

#### 〈優れた点〉

- 低学年次配置の科目の成績評価において、ルーブリックを導入したことで、教員の授業方法が一方通行型から双方向型に変化したり、授業内で演習や発表が取り入れられたりなど、教員の授業運営方法や教授方法などに工夫や変化が見られたことは高く評価できる。

### 基準 4. 教員・職員

#### 【評価】

基準 4 を満たしている。

#### 4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

#### 【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

理事長が学長を兼ねることで学長が経営に直結しリーダーシップを十分に発揮している。学長を支える補佐体制としては、副学長をはじめとした各所属長が置かれ、学長が各所属長と面談する際には副学長や法人統括部長が同席するなど意思疎通を図っているため、迅速な意思決定が可能となっている。

学則、組織規程、所属長会議要綱、学科会議要綱などにより、権限が適切に分散されるときともに責任が明確化された教学マネジメントが構築されている。特に、「所属長会議」とともに「朝会」という非公式的な会議を開催し、諸問題の提起・協議及び法人統括部との調整などを柔軟に行っている。

組織規程に職員の組織、職制を定め、部署ごとに担当業務を明確に編成しているなど、教学マネジメントが有効に機能している。

#### 4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

**【評価】**

基準項目 4-2 を満たしている。

**〈理由〉**

採用及び昇任は、教員選考基準及び教員選考規程により適切に行っており、必要な教員を適切に配置している。また、教員の採用は、原則として公募制で行っている。

FD 委員会が、授業評価アンケート、「公開授業」「学生 FD ミーティング」等の教育内容・方法等の改善の工夫・開発を適切に行い、その実施結果を各教員にフィードバックし学内に公表するなどして、これらを効果的に実施している。

**4-3. 職員の研修**

- 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

**【評価】**

基準項目 4-3 を満たしている。

**〈理由〉**

大学運営に関わる職員の資質・能力の向上を図るため、人事課が中心になり学内研修会、外部研修会及び外部研修報告会といった SD 研修を実施している。

学内研修会は、外部講師や理事長・法人幹部が講師となり、業務に必要な知識や仕事に対する姿勢、心構えを教授するほか、階層や就業年限に応じて必要な考え方やスキル習得のため階層別研修を行っている。また、外部研修会に参加した職員が全職員を対象とした研修報告会を実施し、職員全体の研修内容の共有に努めている。

法人統括部から示された様式に基づき各部署の担当者が作成している業務マニュアルは、前任担当者から後任担当者に引継がれるとともに、常に最新の情報に更新されている。法人統括部はこれらを定期的に収集し、より分かりやすいものとなるよう支援している。

**4-4. 研究支援**

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

**【評価】**

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備として、専任教員に対する個人研究室の割当てとノートパソコンの貸与を実施している。

学内紀要等を発刊する三つの研究所を設置し、専任教員がいずれかの研究所に所属して研究活動を行う環境を整えているほか、各研究所の事務を執行する「総合研究センター」は、教養系科目担当教員の研究成果の発表の場として研究誌を発行している。

コンプライアンス推進の基本方針等の研究倫理諸規則を整備し、全専任教員や競争的資金と物品発注関係担当の職員を対象に「研究倫理教育・コンプライアンス教育」を実施し研究倫理の確立と運用に努め、学生には総合科目やゼミで研究倫理教育を行っている。

研究活動支援のため専任教員への個人研究費のほか、「学術研究助成規程」や「学術論文出版助成規程」にのっとり、個人研究、共同研究及び総合研究への助成制度を整備している。競争的資金の獲得の支援は、教務部教務課と法人統括部総務課が担当している。

**基準 5. 経営・管理と財務**

【評価】

基準 5 を満たしている。

**5-1. 経営の規律と誠実性**

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

ガバナンス・コードを制定し、関係法令を遵守し公共性と自主性を基本とした適切なガバナンスを確保していくことを表明している。また、「コンプライアンスの推進に関する基本方針」を定めるとともに、行動規範や公益通報に関する規則を制定している。教育情報及び財務情報は適切に開示・公表されている。

理事長が学長を兼ねており経営方針・教育方針が一貫していること、組織の連携を密にしていること、教職員が前年度の業務を検証して次年度の目標を設定しその実現に向けて業務を行っていること等により、使命・目的を実現するために継続的な努力をしている。

CO<sub>2</sub>の削減、節電対策など環境に配慮するとともに、規則整備やその周知、研修などにより、人権・安全についても配慮している。

**5-2. 理事会の機能**

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

**【評価】**

基準項目 5-2 を満たしている。

**〈理由〉**

寄附行為に基づいて理事及び理事長が選任されて理事会が構成されている。令和4(2022)年度は理事会を5回開催し、同年度の理事会への理事の出席率は100%である。理事会では、決算、事業報告、法人・大学の規則の改正・制定、学則変更、予算、予算編成基本方針、寄附行為の変更、評議員の選任等を審議・決定している。理事会の委任状出席を認めておらず、各人の責任のもと理事会に出席し業務の決定を行っている。

**5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック**

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

**【評価】**

基準項目 5-3 を満たしている。

**〈理由〉**

理事長が学長を兼ねており、強いリーダーシップのもと、法人管理部門と大学管理部門の円滑な意思疎通を保っている。法人内の情報共有と意思疎通を図るために各機関の所属長で構成される「所属長会議」を開き、法人全体の連携・調整・意見交換を行うとともに、社会の変化に即応するため、毎週、非公式の「朝会」を開催し、教育に関する課題の検討や法人統括部との調整などを行っている。

監事は適切に選任されており、理事会及び評議員会に出席し、監査報告を行っている。

令和4(2022)年度の評議員会は4回開催されており、評議員の出席率は良好で、適切に運営されている。

**5-4. 財務基盤と収支**

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

**【評価】**

基準項目 5-4 を満たしている。

**〈理由〉**

5年ごとに策定された中長期計画に基づいた財務運営を行っている。

現在、令和5(2023)年度からの「5か年重点計画」に基づく財務運営を行い、年度ごとの予算編成方針による各部署の予算要望、総務課の精査、法人統括部長等の査定、理事長の原案編成を経て当初予算の理事会承認を受けている。

法人の経営状況は長期にわたり黒字基調であったことから、純資産の割合も高水準を保

っている。これまで教育環境の整備をしつつ、経費の削減に努めてきたため、安定した財務基盤を保有している。

収容定員充足率低下に伴い大学単体の支出超過が見られることから、中長期計画に沿った安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保に努めることとしている。

外部資金獲得の実績は一定規模にとどまっているが、獲得に努めている。

#### 5-5. 会計

##### 5-5-① 会計処理の適正な実施

##### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### 【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

#### 〈理由〉

学校法人会計基準、経理規程及び固定資産取得に関する要綱等にとり、適正に会計処理が行われている。

予算編成基本方針に基づいて法人内で編成された予算案は、評議員会への諮問の後、理事会の承認を得ている。

予算制度に基づいた予算執行を行い、予算と決算とに大きくかい離がある場合には、補正予算案を作成し、理事会の承認を受けて運用が行われている。

会計監査は、監事監査及び公認会計士による監査により適切に実施されている。

#### 基準 6. 内部質保証

#### 【評価】

基準 6 を満たしている。

#### 6-1. 内部質保証の組織体制

##### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

#### 【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

ノースアジア大学学則第 1 条第 2 項において、自己点検・自己評価を行うことを明記し、「ノースアジア大学自己点検及び自己評価規程」の中で「自己点検及び自己評価委員会」を置くことを定め、副学長を委員長とし、法人統括部長、経済学部長、法学部長及び理事長が指名する若干名で構成し、責任ある自己点検・評価体制を敷いている。

自己点検及び自己評価委員会を中心として、IR 推進会議、学科会議、教務委員会、入試委員会、学生委員会、FD 委員会その他と事務部門が連携し、組織的な内部質保証の仕組

みを整えている。

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

### 【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

### 〈理由〉

自己点検及び自己評価委員会は、自己点検・評価を毎年実施し、自己点検評価書を理事長へ提出するほか、ホームページにて3年ごとに公表している。

各種委員会や各組織が、それぞれ計画・実施した結果について自律的に自己点検・評価を行い、それらの資料や情報は「学校法人ノースアジア大学 IR 規程」に基づいて設置された IR 推進会議によって収集・分析される。その結果は自己点検及び自己評価委員会に回付され、全学的な見地から検討・評価が行われる。

評価結果は各部門に示され、改善活動を具体化し、教職員は、課題と行動計画及びその到達割合などを記載した「自己評価書」を年度内の3期に分けて人事課に提出し、検証された結果が所属長より教職員にフィードバックされるとともに、次年度の行動計画に反映するなど、内部質保証を担保する仕組みが整っている。

## 6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

### 【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

### 〈理由〉

自己点検及び自己評価規程第10条第1項において、教育・研究活動及び管理運営などにおける問題点を速やかに改善し、大学の目的及び社会的使命を達成することがうたわれている。

「5か年重点計画」に沿って、業務の自己点検・評価を行い、IR 推進会議のデータ収集・分析を経て、自己点検及び自己評価委員会が評価報告を行い、その結果に沿って学部レベル及び大学レベルでの改善・向上策の実施に反映され、PDCA が実行されている。

## 大学独自の基準に対する概評

### 基準 A. 社会貢献

## A-1. 大学が持つ物的・人的資源の社会への貢献

### A-1-① 大学の人的資源を生かした活動

### A-1-② 大学の物的資源を生かした企画展の開催

#### 【概評】

大学の人的資源を生かした活動としては、経済・経営・法律・政治・観光に関する諸問題を研究し、学術文化と地域の発展に貢献することを目的として設立された「総合研究センター」が講演会、コンサート、映画上映会等、市民向け公開講座を行う等、積極的に取り組んでいる。優れた作家が輩出した秋田において、文学の芽を育てることを趣旨に、地元出身の文学者にちなんだ「ノースアジア文学賞」を創設するほか、系列の短期大学や高校、地元の中学と合同で、一般市民向けの「ウインドオーケストラ・コンサート」を開催する等、地域に密着した活動を積極的に行っている。

大学の物的資源を生かした活動としては、雪国の民俗・文化に関する研究調査を目的とした雪国民俗館を設置し、国指定の重要有形民俗文化財や歴史的な生活用品・衣料を多く所蔵し、企画展やシンポジウムを開催する等、特色のある活動を行っている。

## 基準B. 地域に根ざした大学教育

### B-1. 特色ある教育と地域貢献

#### B-1-① 教育活動を通じた地域活性化への取り組み

#### 【概評】

経済学部経済学科において行われている「秋田学」は、地域の魅力を発掘することを通じて開発された科目であり、秋田県の魅力を客観的手法で分析する力を育成し、秋田県が持つ伝統文化、地域資源、環境、学校と教育、健康などの魅力とコミュニティを発見する力を養う特徴的なものといえる。これをもとに各ゼミナールに所属する学生はテーマを決め、研究に取り組むとともに、秋田県において行われている未来に向けたさまざまな活動を体感し、地元企業への就職や県内定住に関心を持つ学生を増やす役目も持っている。

また、法学部国際学科において行われている卒業生と在学生とのキャリア懇談会、企業訪問研修、県内遠隔地企業でのインターンシップ、冬の観光を推進する地域へのフィールドワークなどの独自プログラムは、地域社会において一定の教育的効果を収めており、今後も地域に根差した大学として、地域社会の活性化と社会貢献が期待される。

## 特記事項（自己点検評価書から転載）

### 1) 経済学部ゼミナール協議会

経済学部ゼミナール協議会では、毎年11月から12月に経済学科のゼミナールが参加する形でゼミナール大会が行われ、各ゼミナールから出場する1つもしくは複数の研究チームによる研究発表が行われる。この研究発表は、2週にわたって開催され、第1週は応募したすべてのチームが発表する予選会、第2週は予選を勝ち抜いた決勝大会となっている。発表会では、教員や学生（前年度受賞チームの学生）による学術上・社会的意義、発表方法などに関する審査が行われ、上位チームが受賞する形式である。また、学内の予選を勝ち抜いた複数のゼミナールが北海道・東北大会本戦に出場し、上位入賞などの顕著な成績を収めている。このように、ゼミナール協議会は、これらの研究発表のすべてを運営しており、経済学部の研究活動の運営スタッフとして活動する学生主体の団体である。このような経験は、学生たちの人格形成に重要な役割を果たしている。

#### 【資料 特1】

### 2) 株式会社さくら

法律学科では、「企業法務演習Ⅰ～Ⅳ」のなかで実際の株式会社さくらを設立している。同社では学生が株主となり、会社役員として事業内容である古書販売を実習形式で行うほか、株主総会や取締役会の招集・開催等を通じて、会社法の理解はもとより、社会人としての必要なスキルと即戦力の修得を目指している。特徴の1つは、学生による会社の設立・運営に関わる法的知識を修得する点である。会社定款に対する公証人の認証取得や法務局への登記などの手続きを学生が自ら行うことで、実践的な学びの場としている。第2は、学生が取締役として会社経営を行うことによって、「協働」の精神の下に自ら考え、責任感を持って会社経営を経験できるようにしている。第3は、Amazon社のサービスを活用した古書販売を通じて、ITビジネスを体験する点にある。インターネットサイトを通じて全国から古書の注文が届くことを体験することで、消費地と離れた地方においてもeコマースが大きな可能性を持つことを学生は理解することになる。

#### 【資料 特2】

### 3) ノースアジアツアーリスト

国際学科では、平成21年に模擬旅行会社「ノースアジアツアーリスト」を創設して以来、「ツーリズム実習」のなかで海外・国内旅行を企画・実施してきた。平成24年度には、本学と観光連携協定を結んでいる市町村の観光資源を組み込んだモニターツアーを造成し、韓国の慶熙大学の学生に参加を呼びかけ、本学学生の添乗によるインバウンド観光を実現させた。その後も、新しい体験型の旅行を造成し、韓国や台湾へのツアーを実現した。平成26年度からは、非営利組織である「秋田の旅人友の会」を立ち上げ、着地型企画旅行を造成し、地域住民と秋田県内の旅行を実施した。また、コロナ禍で外出制限がかかる中で、どのように旅行を実現するべきかを学生が自ら考え、マイクロツーリズムを実現させていく。これらの実施にあたっては上級生が下級生を指導する方式を採用し、学生のリーダーシップや主体性を醸成できるように取り組ませている。その結果、社長を経験した学生は、JTBやJR東日本といった観光産業への就職を実現させている。【資料 特3】